

令和7年度第11回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和8年2月13日(金)
午後 14時01分～15時29分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 12名

(会場参加)

上原 亀一	委員	栗國 雅博	委員	玉城 啓時	委員
八前 隆一	委員	山内 得信	委員	山川 彩子	委員
松尾 晋哉	委員				

(Web参加)

柳田 一平	委員	大谷健太郎	委員	新立 弘子	委員
藤田 喜久	委員	城間 恒浩	委員		

事務局職員

中田 祐二	(主任書記)	米丸 浩平	(主任書記)
松崎 遣大	(主任書記)	柴田 真琴	(主任書記)

○事務局(中田) ただいまより、令和7年度第11回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に本日の出席状況を確認させていただきます。事前に赤嶺委員、内間委員、西村委員からは、欠席のご連絡ありました。会場には上原会長、栗國委員、玉城委員、八前委員、山内委員、山川委員の6名にお越しいただいております。ウェブでは、柳田委員、大谷委員、新立委員、藤田議員、城間委員の5名にご参加いただいておりますので、定数15に対して11名、今から松尾議員こられて12名の出席がありますので、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規程第6条により、議長は会長が務めることになっております。それでは上原会長よろしく願いいたします。

○上原会長 はい。皆さんこんにちは。
(こんにちはという声)

○上原会長　それでは、本日の議事を進めさせていただきます。

本日は議案が4件と、協議事項が1件、報告事項が3件、提案されておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

なお、審議に先立ちまして、本日の議事録署名人には八前委員と山川委員のお二方をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

[第1号議案 令和8年度漁業権中間免許に係る海区漁場計画案に対する答申について]

○上原会長　それでは早速議事に入ります。

第1号議案、令和8年度漁業権中間免許に係る海区漁場計画案に対する答申について。事務局から説明をしてください。

それに先立ちまして、1月22、23日、また2月2日に公聴会にご参加いただきました委員の皆さん、大変お疲れ様でございました。

はい。では事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局（中田）　はい。では第1号議案の説明をいたします。

令和8年度漁業権中間免許に係る海区漁場計画案に対する答申についてということで、令和8年1月5日付け沖縄県諮問第10号により、知事から諮問のあった海区漁場計画案について、漁業法第64条第5項に基づき、別添のとおり公聴会を開催したので、その結果を踏まえ、知事への答申内容を審議するものです。次の2ページ目にあるような様式で答申をする予定となっております。

3ページをご覧ください。今年の漁業権のスケジュールになります。赤線で囲まれた部分が、委員会で行うものとなっております。県では、1月に海区漁場計画案を作成し、委員会に諮問をしております。

委員会は県からの諮問を受け、1月22日から2月2日に公聴会を開催し、今回の委員会で県への答申案を審議していただくことになっております。県はこれを受けて漁場計画を決定し公示いたします。

3月から6月にかけては、県は漁業権を申請する漁協等へ説明を行い、その後、漁協は6月の総会に向けて、議決を取得するための作業を行うこととなります。漁協は、総会議決を受けて6月17日から7月17日にかけて、漁業権の免許申請と、あと行使規則の申請を県に行います。

今回審議いただいた漁場計画には漁業権者が入っておりませんので、漁協の申請状況を確認し、漁業権者の案を決定し、8月に開催される海区漁業調整委員会に諮ることとなります。その後、9月1日に県が免許をする流れになります。7月から9月までの日程が非常にタイトになっておりますが、これは下にも書いてあるんですが、3月決算の漁協は6

月末に総会が集中いたしまして、4月の中旬から理事会等の日程が全て決まっております。それに乗せる形で申請・免許ができるよう日程を計画しております。どうしても総会後の9月1日免許にかけてはギリギリの日程になってしまうので、次回の8月は諮問と答申が同日になってしまうということをご了解いただけたらと思っております。

答申に必要な公聴会の公告ですが、県からの諮問を受け、5ページの公告を行いました。そして、6ページにあるように1月22日から2月2日にかけて、県内5地区で開催を行いました。結果として公述人はなく、今回の漁場計画案に対し、漁業関係者や利害関係人などの意見はないという結果になっております。

また、公聴会とは別に、那覇市沿岸漁協様より、漁業権の申請を取り消す旨の報告がありました。7ページ以下にその旨を記載しております。共同漁業権内の他漁協との調整ができていなかったとのことで、共同漁業権連合管理委員会の3漁協で検討した結果、6ヶ所申請した漁業権のうち、サンゴとライブロック3つの計4つの申請を取り消したいとのことです。

その上で答申内容を議論していただきますが、会長から事務局案を添付するよう指示がありましたので、8ページに添付しましたのでご確認願います。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま、第1号議案について、説明がございました。特に今回、先ほど事務局から説明があったとおり、沿岸漁協さんの方が、6件中4件は取り下げたい旨、申し出がございました。今回の漁場計画の中では、その4件を取り下げた形で、お諮りをしたいというふうに思います。

この件について何かご意見、ご質問ありましたらお願いをいたします。

○山内委員 はい。会長。

○上原会長 はい、山内委員どうぞ。

○山内委員 はい。皆さんこんにちは。

那覇地区漁協は共同第15号漁業権漁場の当事者でございますので、私の方からも少し説明させていただきたいと思っております。

沿岸漁協の方から特区の中間免許を取得するために申請をしているという要望をいただいて、3漁協集まって協議いたしました。

当初、共同漁業権管理連合委員会という委員会があるということ、ちょっと見落としていてですね、水産課にご指導を受けながら、問い合わせたところ、連合委員会というのがあるはずですから、ぜひその中で話し合ってくださいという指導を受けました。その際には水産課の方に

色々ご支援いただきましてありがとうございます。

そういうことがわかりましたので、3漁協が集まって話し合った結果、サンゴとライブロックの4カ所を取り下げることによって理解していただいて、そのようにいたしました。ただ2つの免許については、大丈夫だろうということで、シャコガイと藻類の養殖事業については認めました。

沖縄県各漁協共同で管理している漁場というのはあるかと思えます。私たちの見落としとしていた漁業権連合管理委員会というものが、多分皆さんも共同で管理してる組合とは契約されていると思えますので、ご参考にさせていただきたいなと思えます。

いずれにしても、みんなで秩序ある漁場の管理を行うということが不可欠だと思いますので、ご参考にさせていただければいいかなと思えますので、お願いいたします。以上です。

○上原会長 はいありがとうございます。ちょっと説明が不足なのは、8ページは取り下げの沿岸漁協さんから取下申請書ですね。

それと答申案、ちょっと読み上げてもらっていいですか。

○事務局(中田) はい、申し訳ありません。

8ページに、沿岸漁協様から県と漁業調整委員会両方に中間免許申請取り下げの報告が来ております。今、山内委員が言われたとおりの内容を審議いたしまして、シャコガイと藻類以外の4地区、ライブロック3地区、サンゴ1地区について、取り下げをしております。漁場位置については、この図のとおりとなっております。

で、事務局案なんですけど、共同漁業権と区画漁業権、今回共同漁業権について、多良間の共同漁業権に、漁種を追加するという内容になっております。これについては特に意見がなかったので、今回、異議はなしということで回答する案を作成しております。

区画漁業権の方については、那覇市沿岸漁業協同組合から要望の取り下げについて報告があり、4地区を申出のとおり区画漁業計画案から除外した内容で答申するという方向で回答しようかと考えております。この申出者は、漁業権を活用する組合、組合免許ですので申請者であるということ、それと共同漁業権を共有する隣接漁協との調整結果であること、また漁場区域の取り下げであり、例えば追加となったらさらなる調整が必要になるんですけど、取り下げについては基本、今後他のところに影響が出てくるものでもないというところで、特に問題ないだろうというところで判断しております。これを残すことも考えたんですけど、残すことによって、ここで残った漁業権について他地区が申請するとかそういうことになってしまうことも懸念されるので、組合の希望どおり

取り下げた形がいいのではないかということで、区画漁業権について、内容については異議はなく、那覇市沿岸漁協からの要望についてはそのとおり、取り下げるという案でやっております。漁業権の番号については欠番になることを今検討しているというところです。

以上でございます。

○上原会長 はい。今の第1号議案に対する答申案も含め、この件について何かご意見ご質問がありましたらお願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。特にご意見等ないようですので、お諮りします。

第1号議案について、事務局提案のとおり、原案の一部を削除した計画とするよう答申するというところでよろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第1号議案については、提案のとおり承認することといたします。

【第2号議案 沖縄県資源管理方針の変更について】

○上原会長 次に、第2号議案、沖縄県資源管理方針の変更について、を提案いたします。事務局より説明をしてください。

○事務局（松崎） はい。それでは事務局からご説明いたします。第2号議案の資料のご準備をお願いいたします。

今回の改正はメディア等でも取り上げられているところではございますが、令和8年4月1日に施行が予定されている漁業法及び流通適正化法施行に合わせた変更となっておりますので、ご一緒にご確認をお願いいたします。

資料1 ページから皆様とご一緒に確認させていただきます。一段落目です。漁業法、以下「法」と記載いたします。第26条及び第30条では、特定水産資源に係る採捕報告義務に係る規定が定められておりますが、令和8年4月1日に施行される改正法では、くろまぐろ（大型魚）を「特別管理特定水産資源」とし、その採捕に係る報告義務については、第26条及び第30条の各条の第2項で、新たに規定をされているものがございます。

次の段落です。一方の沖縄県資源管理方針、以下資料では「方針」と記載いたします。こちらにつきましては、漁業法第14条に基づき、本県における資源管理を行うための方針が定められており、方針第6、1の（2）では、法令によって義務付けられた報告によって得た情報を、国や県が資源管理のために活用することが記載されております。

改正法によって新設された同法第26条第2項及び第30条第2項の報

告についても、法令によって義務付けられた報告かつ、国や県が資源管理のために活用する必要性を有するものであることから、方針第6、1（2）を改正し、当該条項についてもその他の報告と同様に取扱うことを明記する必要があります。

方針の変更を行う際は、法第14条第10項により準用する同条第4項により、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くことが義務付けられていますので、今回委員の皆様へお諮りするものでございます。

下段については読み上げを省略させていただくのですが、今回の変更は、行政手続法等に定められた軽微な変更該当いたしますので、通常当方針を改正する際に行っているパブリックコメント等の意見公募は行わずに改正を行います。具体的なスケジュールにつきましては、下段の四角にございます、今後のスケジュールからご確認をお願いいたします。

それでは、続けて添付資料の確認をお願いいたします。2ページをご覧ください。2ページは、令和8年2月12日付けで沖縄県知事より提出されている諮問書になっております。次の3ページから5ページまでにつきましては、こちらの諮問書の添付資料となっております。今回改正されました漁業法の内容が記載されているものでございます。左側が現行の漁業法で、右側が令和8年4月1日に施行を予定している改正漁業法の内容となっております。3ページの下段、右の欄の下段をご覧くださいますと、今回新設される第26条第2項に関する記載がございます。こちらの記載で新たに報告が義務づけられるものが、くろまぐろ（大型魚）となっているものでございます。

続いて4ページご覧をいただきますと、先ほどの26条と同様に30条にも第2項が新設されておまして、そちらの内容が記載をされております。第26条と第30条の違いにつきましては個別割当区分とそれ以外の区分というところで差別化されたものではございますが、報告の内容等については同様のものとなっております。

それでは6ページをご覧ください。6ページが今回皆様にお諮りいたします資源管理方針の変更内容を示した新旧対照表となっております。左側が今回新たに変更する変更案、右側が現行のものとなっております。下線の部分をご覧くださいますと、左側改正案の第6、1の（2）をご覧くださいますと、法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項といった形で記載をしておまして、その他の法によって定められた報告と同等の扱いを行うことを明記しているものでございます。7ページ以降に今回の改正を終えた後の、沖縄県資源管理方

針の本則の内容を記載しております。こちらも参考にご覧いただければと存じます。

次に10ページをご覧ください。10ページは今回の諮問にあたりまして、適用されている漁業法第14条を抜粋したものでございます。第4号に、都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされております。また、第9条の方は読み上げ割愛いたしますが、必要に応じて変更する必要が定められたものでございまして、今回の変更に係る内容として、一番下の第10項を準用しているものでございます。読み上げます。第4号から第6項までの規定は、前2項の規定により、都道府県資源管理方針の変更について準用するという記載がございますので、変更する際にも海区漁業調整委員会の意見を伺っているというところでございます。

11ページ以降につきましては、先ほどのこのパブリックコメント等に関する法令となっておりますので、ご説明は省略させていただきまして、最後の13ページをご覧ください。こちらが今回の諮問に対する答申案となっております。今回の変更は法改正等に伴う軽微な変更でございまして、特段方針の内容を直接変更するものではございませんので、記のところに記載がありますように、当委員会からは、特段の異議がない旨、答申する予定でご提案をさせていただければと存じます。

事務局からの説明は以上です。

○上原会長 はい、ありがとうございます。ただいま、第2号議案の説明が終わりました。

本件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○山内委員 はい会長。

○上原会長 はい。山内委員どうぞ。

○山内委員 はい。すでに大臣管理の方は1月1日から、この厳格なルールに基づいてですね。報告等を行っているところです。知事管理については4月1日からだと思いますけれども、方法論として、どのように県はやってくださいというように、考えられておりますか。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（松崎） はい、ご質問ありがとうございます。

今回、報告に関しては、こちらの資源管理方針とは別に、県の規則に基づいて、知事管理漁業に関しては報告をいただいているところでございます。こちらの内容を申し上げますと、基本的にはですね、パソコン等の電子機器を用いて報告を行うというようなことを原則に、何かこの機械のトラブルですとか、報告が非常に多いといった例外の場合には、

紙等での提出も認めるといった形で、この報告体制を整理しているところでございます。

○山内委員 はい。

○上原会長 はい、山内委員どうぞ。

○山内委員 その報告についてはですね、船主、漁業者の責任のもとで報告させるのか、それとも漁協で、くろまぐろの重量だったり、本数だったりとか、そういう報告を、漁業者責任のもとでさせるということでしょうか。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（松崎） ご質問ありがとうございます。

法の中では、漁業法第 26 条及び第 30 条の中で報告が義務づけられているのはあくまで採捕者という扱いになっております。一方でこちらの規則の中では、この採捕の報告を漁協等に委任をするということも認めているところでございまして、実際の運用としては、多くの採捕者の方が、漁協の方に報告を委任している状況ではございます。ただ一方で、法の中で規定された責任の所在というのはあくまで漁業者に既存するものでございますので、もしも何らか、この報告の不備等があった場合に責任を問われるのは、採捕者の方になるという制度になっております。

○上原会長 はい、山内委員どうぞ。

○山内委員 はい。漁業者責任のもとでというのは、今原則だと思いますけれども。なんせあの漁船漁業というのは、様々な自然環境の中で操業してるわけですから、水揚げが例えばですね、泊漁港や糸満漁港ではなくて、指定された漁港ではなくて、全く別の漁港で水揚げをせざるを得ないといったときには、その時点でどのような方法をとればいいのか、ご指導お願いします。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（松崎） はい。ご質問ありがとうございます。

2通りパターンが考えられるかと思えます。基本的には法の中でも、報告の責務というところは漁業者、採捕者の方に既存をしておりますので、普段利用されていない港で水揚げされた場合は、この漁業者自身で報告を行っていただくということが1つ考えられます。

もう1つの方法としては、この委任というものは、必ず1つの団体に対して行うというのではなくて、臨時的に利用するような漁協に対しても、もちろん先方の同意のもとではございますが、委任をするということもルール上は可能ですので、そちらの漁協にもこの情報報告の協力を求めるというような、2つのパターンが想定されるのではないかと思います。

ます。

○上原会長 はい、どうぞ。

○山内委員 起きることはないのかなとは思いますが、いずれにしても全くゼロではないというのは想定できますので、その水揚げ港じゃないところで水揚げして地元で売ったと。そういう場合の報告というのをきちんと漁協や漁業者に周知していただけるように、よろしくお願いたしたいと思います。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（松崎） ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、様々な場所での水揚げが想定されるものと認識しておりますので、各漁協の皆様にご協力いただきながら、周知の方を進めて参ります。

○上原会長 はい。その他、ご意見等ございませんか。

今回、法改正に伴う条項の変更ということですので、特に問題はないと思いますが、事務局提案のとおり承認をするということによろしいですか。

（はいという声）

○上原会長 ありがとうございます。第2号議案については、特にご異議ありませんので、答申案については事務局提案のとおり承認したいと思います。

【第3号議案 浮漁礁の敷設承認申請について】

○上原会長 次に第3号議案、浮魚礁の敷設承認申請について、を提案します。事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） はい。事務局からご説明いたします。第3号議案の資料をご覧ください。

浮魚礁の敷設承認申請について、沖縄県から12基の事後承認申請がありますので審議をお願いいたします。委員会指示の抜粋を枠内に記載しておりますので適宜ご確認ください。

2ページに進みまして、承認のフロー図に今回の申請を赤矢印で示していますが、今回、更新に伴う再敷設で事後承認が可能な申請となっております。

続きまして3、4ページに、本日時点の浮魚礁の承認等基数の一覧をまとめておりますので、こちらは適宜ご確認ください。今回、関係があるのは4ページの下の中頃、県設置分というところですね。ちょっと数字がごちゃっとしていますが、承認済みは一応87基です。87基のうち、12基について今回、更新に伴う再敷設、事後承認申請が出てきていると

いうこととなります。

5 ページに進みまして、申請一覧をご覧ください。今回は沖縄県から、宮古3基、与那国9基の中層パヤオの更新に伴う事後承認申請があり、敷設位置や構造等も変更がないことを事務局で確認しております。

それぞれの敷設位置はご覧のとおりとなっております。6 ページの方に位置図を掲載しておりますので、今回申請のあった浮魚礁は赤丸で示しておりますので、こちらも適宜ご確認をお願いいたします。

7 ページ以降に、申請書類を掲載しておりますのでご確認ください。なお県敷設の浮魚礁の場合、敷設した位置に関しては、シンカーの投入位置ではなくて、投入位置や海流などから計算したシンカーの推定位置を記載していただいております。また、写真に関しては、非常に膨大になるため抜粋して掲載しておりますが、今回、特に 22 から 26 ページをご覧ください。たいいんですけれども、こちらに（与那国 I）2号について、敷設前から敷設後の確認作業まで一連の写真も掲載しておりますので、こちらも参考にいただければと思います。

簡単ではありますが、事務局からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○上原会長 はい。第3号議案についての説明が終わりましたので、この件について、何かご意見ご質問等ありましたらお願いをいたします。

特にご意見ご質問等ないようですので、お諮りをしたいと思います。第3号議案について、事務局案のとおり承認することによってよろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第3号議案については、提案のとおり承認することといたします。

[第4号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原会長 次に第4号議案、ウミガメの採捕承認申請について、を提案します。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） はい。事務局からご説明いたします。第4号議案の資料をご覧ください。

ウミガメの採捕承認申請について、漁業目的で1件ありますので、ご審議をお願いいたします。委員会指示を枠内に抜粋して記載しておりますので、適宜ご確認ください。

2 ページの方に、採捕承認の判断基準を掲載しておりますけれども、アオウミガメに関しては、新規申請の場合、10 頭を上限として承認する

こととしております。

3 ページに今回の申請一覧がありますが、1 件のみ、八重山漁協所属の方からアオウミガメ 5 頭の申請があり、申請のとおり 5 頭を承認予定です。なお、今回 5 頭の承認で、アオウミガメの承認数は 194 頭となりまして、捕獲頭数枠 205 頭に対して、まだ 11 頭の余裕がある状況となる見込みです。

4, 5 ページに、承認書案を掲載しておりますが、ご覧のとおりの内容となっております。採捕、承認の期間に関しては、本日から漁期末である 5 月 31 日までとなる予定です。

こちらも簡単ではありますが、事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上原会長 はい。第 4 号議案について説明が終わりました。本件について何かご意見ご質問等ございましたら。

はい、特にご意見ご質問等ないようですので、お諮りしたいと思います。第 4 号議案について、事務局案のとおり承認することによりよろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第 4 号議案については、提案のとおり承認することといたします。

議案は以上でございます。続いて、協議事項がございます。

[協議事項 1 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新及び令和 8 年度敷設承認予定数（案）について]

○上原会長 協議事項 1、浮魚礁に関する委員会指示の更新及び令和 8 年度敷設予定数（案）について、事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局からご説明いたします。協議事項 1 の資料をご覧ください。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新及び令和 8 年度敷設承認予定数（案）について、同委員会指示は、今年度末に有効期間が終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。

更新にあたって指示内容の変更は予定しておりませんが、本日も協議いただいた後、次回委員会で承認後、3 月中に県の公報に登載をして、委員会指示を発動する流れとなります。

今回は、更新に伴う年度等の時点修正のみを予定しておりますので、内容については割愛しますが、委員会指示案の新旧対照表は、3 ページ

以降に掲載しておりますので、適宜ご確認いただければと思います。

続いて先月実施した要望調査の結果について、2ページにとりまとめて、令和8年度の承認予定数の事務局案として掲載しておりますので、ご覧ください。今回、全体的な傾向としましては、新規要望に関しては、北大東村から新たに1基追加があった他は、昨年度措置済みのもののみでして、その他は流出枠の喪失等もあって、全体の承認予定数としては昨年より3基減少して、142基となっております。

個別の内容については、備考に記載のあるものを上から順に説明していきたいと思います。まず国頭漁協ですね、昨年度9基予定でしたが、今回7基となっております、1つは流出枠のうち、2年度以上を経過して枠を喪失したものです。もう1つは令和7年に新規に2基あげていたんですが、1基は見込みが立たないということで、申請要望を取り下げております。

続きまして名護漁協ですね、流出中が2基ありますが、こちらは令和8年度と令和9年度に離島再生を活用して敷設予定とのことでした。

続きまして那覇市沿岸と那覇地区と近海鮪漁協、共同のもので、昨年度は5基だったところ、令和8年度は4基となりますが、1基は流出枠が2年度以上経過して喪失したものです。流出枠でもう1基のものは、令和8年から令和9年に離島再生を活用して敷設したいというご意向を聞いております。

次に座間味村漁協ですね、こちらは現在敷設中のものが最近流出してしまっていて、漁協内の予算を調整して再敷設予定と聞いております。

渡名喜村漁協に関しては、昨年度と敷設予定数は変わりませんが、敷設中だったものが最近流出して、来年度と令和9年度に離島再生でそれぞれ1基ずつ敷設したいということです。

糸満漁協に関しては、流出枠が1基ございましたが、こちらでも2年度以上経過して、漁協からも新たな敷設予定はないと伺っておりますので、1基喪失となっております。

港川漁協ですね、こちらは現在承認中で未敷設のものですが、こちらがちょっと年度内は間に合いそうにないということで、令和8年度に敷設予定となっており、昨年から変更ありません。

知念漁協の未設置1基については、敷設がなければ2ヵ年度未敷設になるものですが、年度内に敷設できる予定だということなので、そのまま8基としております。

続きまして沖縄市漁協ですね、こちらでも流出中1基と新規が1基ありますが、新規1基に関しては令和7年に措置済みのもので、ともに令和

8年に敷設予定と伺っております。

続いて与那城町漁協です。こちらも令和7年に措置済みのものですが、新規1基については令和8年度に離島再生で敷設予定と伺っております。

石川漁協に関しても、令和7年に措置済みですけれども、流出の1基に関しては、離島再生を活用して敷設予定、新規2基に関しては、漁協の中でお金を出し合って設置予定と伺っております。

最後、北大東村ですね、こちらは令和7年度に1基措置済みでしたが、もう1基新たに敷設したいということで今回2基の要望がありまして、ともに令和8年度に水産庁の水産環境整備事業、ハード事業を活用して敷設予定とのこと。内容に関しては以上です。

1ページ目に戻りまして、最後の段落になります。とりまとめの結果、敷設可能な150基の範囲内に収まっていたことから、特段の調整は不要ですが、事務局案のとおり各敷設者へ事前通知し、次回委員会で承認予定数を決議してよいか、こちらも併せてご協議をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。2件についてご協議をお願いいたします。

○上原会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの協議事項について、何かご意見ご質問ございますか。

(異議なしという声)

○上原会長 特にご質問ご意見等ないので、協議事項1については、事務局提案のとおり進めるということによろしいですか。

(はいという声)

○上原会長 ありがとうございます。では続いて報告事項について、3件ございますので、順次、事務局の方から報告をお願いいたします。

【報告事項1 先島地域におけるマチ類資源の保護培養に関する意見交換会について（事前報告）】

○事務局（松崎） はい。それでは事務局から説明させていただきます。まず報告事項1、先島地域におけるマチ類資源の保護培養に関する意見交換会について（事前報告）について、ご説明いたしますので、資料のご準備をお願いいたします。

こちらは現在、海区委員会指示で実施をしておりますマチ類保護区による資源の保護培養に関する取組について、各地で意見交換を行う計画について、特に周年禁漁区が唯一設けられております、第2多良間堆に隣接する宮古島地域、八重山地域に対して、先行して説明を行うというところで事前報告となっておりますので、ご確認よろしくをお願いいたします。

では、1 ページ目を順に読み上げさせていただきますので、一緒に確認をお願いいたします。マチ類の資源管理については、当委員会から沖縄海区漁業調整委員会指示5第2号を令和5年3月31日付けで発出しており、沖縄海区内には、4つの期間禁漁区（いちやびら一、北大九曾根、水納北、沖の中の曾根）及び1つの周年禁漁区（第2多良間堆）を設定して、資源の保護培養を図っているところでございます。実際の位置関係については、皆様ご承知のところかとは存じますが、4ページに委員会の方からお出ししているポスターを掲載しておりますので、各地域の位置情報や禁漁期間について、ご確認いただければと思います。

それでは2段落目に移ります。令和8年1月、宮古周辺漁協の組合員などから、マチ類の保護区による取組に関する説明及び保護区又は禁漁期間の変更を求める声が挙げられているとの情報提供がございました。上記を求める漁業者の中には、沖縄海区唯一の周年禁漁区である第2多良間堆が、2010年以降の長期にわたって設定されていることに対する不満を持つ方や、保護区等の取組に対する説明を求める方がいらっしやると伺っております。

マチ類の保護区に関する委員会指示は、令和10年3月31日まで有効となっておりますが、国の資源評価結果によると、マチ類の資源状態は依然として低位の状態にあるとされていることから、当該指示の終了後、資源保護に関する委員会指示を更新する必要があると見込まれているところでございます。

委員会指示の更新については、これまでの取組みの意義や継続の必要性について、関係者の理解を得ることが重要であることから、各地域におけるこれまでの取組の意義や取組を継続する必要性について、説明する機会が必要と考えております。

以上のことから、今後各地にてマチ類の資源管理に対する説明会及び意見交換を行うこととしておりまして、特に負担が大きいと見込まれる周年禁漁区を有する先島地域を先行して行う予定としておりますので、今回事前ではございますがご報告をいたします。

2ページ目に現在発出されている委員会指示の内容を記載しております。こちらが3ページまでございますので、おさらい的な内容ではございますが、ご確認をお願いいたします。

では、報告事項1については以上となりますが、続けて報告をさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(はいという声)

○事務局（松崎） それでは続けて報告させていただきます。

[報告事項2 くろまぐろ令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について]

○事務局（松崎） 報告事項2、くろまぐろ令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、ご報告をいたします。

こちらは既に沖縄県水産課の方で手続きが完了したものでございますので、事後でのご報告になります。上から読み上げます。令和7年8月7日、県は知事管理くろまぐろ漁業の漁獲可能量について、前期留保枠を後期漁獲可能量に充当する変更を行っております。資料1に、この際変更した内容がございまして、こちらが変更前の漁獲可能量の設定状況となっております。小型魚に関しましては、0.1トンのみとなっております。大型魚に関しましては、国から268.0トンが配分をされてございまして、そのうち漁獲可能量として266トン、留保として2トンを設定し、2ページの下表のとおり分配をしてきたところでございます。

では次に、1ページの2段落目に戻ります。令和8年1月28日、国が実施した都道府県別漁獲可能量に係る要望調査の結果が示され、山形県が、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量2トンを譲渡可能であることが判明いたしました。この要望調査についてですが、水産庁が定期的に実施しているものでございまして、各都道府県等に対して、漁獲量の融通を求めるか、若しくはこの融通に対応することができるかといったことを情報収集するもので、1月28日に示された結果で、山形県が漁獲量を放出できるというような意思を示していたというものでございます。

続けて参ります。同日、県が山形県と協議した結果、山形県から沖縄県へくろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量2トンを融通することで合意に至っております。

同年2月6日、国から本県のくろまぐろ（大型魚）の都道府県別漁獲可能量を268.0トンから270.0トンに変更することが通知されたことから、本県知事管理くろまぐろ漁業の漁獲可能量を変更する必要が生じております。この際、国から発出された通知文が資料2として、3ページに記載がございまして、表の一番下の段をご覧くださいますと、くろまぐろ（大型魚）が変更前268.0トンであったものが、変更後270.0トンになっているというところをご確認いただくことができます。

それでは1ページ目の説明を続けて参ります。漁業法第16条第2項において知事は、知事管理漁獲可能量を変更するとき、関係海区漁業調整委員会に意見を聴くことが規定されていることから、県は、令和7年3月10日、沖縄県諮問農第16号により、当委員会へ諮問をしております。

こちらは毎年実施をさせていただいている諮問になるんですけれども、漁獲可能量の変更が、年度中に不定期で発生するものでございますので、一定のルールに基づいて変更する漁獲可能量の変更につきましては、皆様に事前に諮問答申をいただいているものでございます。その際の諮問の資料が資料3といたしまして、4ページから掲載をさせていただいておりますので、内容の確認をお願いいたします。

今回の変更に関する内容と一致する諮問箇所につきましては、6ページの2、取扱いの①に記載がございます。読み上げます。国の資源管理基本方針等の変更により本県への配分が増減した場合と記載がございます。ですので、こちらに基づいて、既に諮問答申が行われているということで手続きを行ったものでございます。

では1ページ、続けてご説明いたします。これに対し、当委員会は、国から配分される都道府県別漁獲可能量に変更された際に、沖縄県資源管理方針に定める配分の基準に即して行う知事管理漁獲可能量の変更について、異議のない旨を答申いただいているものでございます。資料4が7ページ目でございます。3月14日付け漁調委第214号にて、異議のない旨、既に答申いただいているものでございます。

では、1ページ目の最後の段落です。以上のことから、令和8年2月12日付けで、資料5のとおり漁獲可能量の変更を行いましたので報告をいたします。資料5につきましては、資料8ページに記載がございます。こちらの第2-1をご覧くださいますと、都道府県別漁獲可能量が270.0トンに変更されておりまして、知事管理漁獲可能量が268トンに増量しているところでございます。こちらの内訳につきましては、すべて後期の知事管理漁獲可能量に充当しておりますので、変更前の後期の漁獲可能量が5.3トンであったところ、7.3トンに変更されているというものでございます。こちらの内容については、9ページの新旧対照表でもご確認いただくことができますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上が報告事項2の説明になります。続けて進めさせていただきます。

[報告事項3 ソデイカの採捕に係る委員会指示の違反について]

○事務局（米丸） はい。では大分毛色が変わりますが、報告事項3についてご報告したいと思いますので、資料のご準備をお願いいたします。

最初に、急な案件のため直前のご連絡となったことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、ソデイカの採捕に係る委員会指示の違反について、ご報告いたします。1ページを順番に読み上げていきたいと思っております。沖縄海

区漁業調整委員会指示7第4号第4に定める沖縄海区におけるソデイカの旗数制限違反に関して、これに違反した操業の報告がありました。

そこで、漁業取締船はやて職員により、令和8年2月6日に当該案件の被疑者に事情を聴取したところ、違反事実を認めたものです。

沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針に基づき、知事に対して指示に従うべき事を命じる旨の申請（裏付命令申請）を行うとともに、違反者に対し、委員会から警告文書、違反者の所属漁業協同組合に対しては、指導依頼文書を、それぞれ発出する予定ですので、ご報告いたします。下の枠内に、委員会指示の抜粋や委員会指示違反に対する処分方針、旗数制限違反者への対応方針の概要を記載しておりますので、こちらも適宜ご確認ください。

2ページに進みまして、本件事案の経緯についてご説明いたします。まず経緯です。令和8年1月20日、第十一管区海上保安本部より、以下の報告がありました。与那原西原町漁協所属船が、エンジントラブルにより救難信号を発信し、その場所は鹿児島海区（北緯27度以北）であったこと。第十管区の巡視船が現場に行ったら、該船はソデイカ漁船であった。あらかじめ鹿児島県から第十管区海上保安本部に対し、ソデイカ漁船の場合、搭載されている旗数を数えて欲しい旨依頼があったことから、第十管区海上保安本部から第十一管区海上保安本部に旗数確認の依頼があった。この後、この船は僚船によって曳航されて、与那原に帰ってきております。第十一管区海上保安本部職員が、与那原マリーナで、入港した該船を確認したところ、旗数は62本であった。

翌21日、第十一管区海上保安本部より、以下の情報提供がございました。該船確認の際に撮影した旗数の写真及び、当該漁業者より大東島で操業後、鹿児島海区で操業した旨の供述があったということ。以上のことをもって、沖縄海区漁業調整委員会指示違反が強く疑われたため、所属漁協を経由して連絡を取り、別紙のとおり当該業者への聴取を行いました。

3ページ以降に質問顛末書を添付しておりますが、聴取の概要は下にまとめておりますので、こちらでご説明したいと思います。

令和8年2月6日、与那原マリーナにて被疑者所有の漁船及び漁具等の状況を確認し、その後県庁海区漁業調整委員会室にて聴取を実施した。

被疑者の供述の概要です。旗数制限に関しては周囲の漁船や組合からの周知で知っていた。使用船舶は主にソデイカ操業を行う19トンの自己所有船、ソデイカ漁業の経験は、乗り子として4年、独立して3年で合計7年ほど。

令和8年1月20日の帰港時に、海上保安官立ち会いの下、62本の旗竿を積んでいたことを確認し、旗数制限違反を指摘されたことに間違いはない。自らが船長として搭載する旗数を決定しており、責任者でもある。

令和7年12月27日に当添漁港を出港し、南大東島東方・西方海域で操業後、北緯28度まで北上し、奄美大島東方で操業を行った。令和8年1月16日夜間に機関故障が生じ、翌日朝に救難信号を発信。船上で第10管区の聴取を受けた後、救助に来た僚船に曳航され、同月20日に与那原マリーナへ入港。その場で第11管区の聴取を受け、旗数制限違反を指摘された。

操業では40本しか使わないが、降ろすのも面倒で、予備として制限を超えて積んだまま出港してしまった。今回の指導を受け、旗数制限をしっかり守って操業したいと考えている。旨供述がありました。

3ページ以降は省略しますが、8ページから10ページにかけて、関係する写真、操業海域の略図を掲載しておりますので、こちらも適宜ご確認ください。

最後に、11ページに指示違反のフロー図を載せておりますけれども、下のフロー図のほうで現在、②の違反報告、県から委員会、会長一任となっておりますけれども、委員会への違反報告まで終わっておりまして、今後、海区委員会から、違反者に対して警告を行うとともに、④の知事への裏付命令申請を行う予定です。

なお、⑤以降の手続きは、沖縄県知事が行うものですが、違反者への催告、申し開きがあるかということを確認した後、違反者からの異議申し立てを受けて、特段の事由がなければ裏付命令を発出する、という流れとなっております。

本件に関して、事務局からの報告は以上となります。

○上原会長 はい、ありがとうございます。

報告事項3件ございましたが、いずれでも結構ですので、何かご意見ご質問があれば、お願いをいたします。はい、栗國委員どうぞ。

○栗國委員 はい。報告事項1の、先島地域におけるマチの保護培養に関する意見交換会についてなんですけど、今の時点で、いつごろやるのか、もう1つは、どのようにして関係する漁業者とかに周知していくのかを教えてください。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（松崎） はい。ご質問ありがとうございます。

開催日時についてなんですけれども、こちらは宮古にいる水産普及員とも協力しながら、今年度中に開催する方向で調整を進めているところ

でございますが、具体的な日程については、未だ固まっていない状況に
ございます。参加いただく漁業者の方に周知につきましても同様に、普
及員の協力を仰ぎながら、また、もちろん宮古地域の漁協の皆様にも、
ご協力をいただきながら、なるべく多くの方にご参加いただけるよう
な形で検討しているところでございます。以上になります。

○上原会長 はい。よろしいですか。

○栗國委員 はい。

○上原会長 はい、他ございませんか。山内委員どうぞ。

○山内委員 はい。報告事項2の件について、今日現在、2トン譲渡
受けたわけですけれども、今日現在、消化されて、残りの部分は何トン
ありますでしょうか。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（松崎） はい、ご質問ありがとうございます。

現在、後期の漁獲量が7.3トンとなっているところ、現在報告をいた
だいておりますのが0.6トンとなっておりますので、残りが6.7トンに
なりますでしょうか。すいません、暗算は苦手なので各自で計算いた
だきますよう、よろしく願いいたします。

○山内委員 はい。

○上原会長 いいですか。はい、山内委員どうぞ。

○山内委員 ちょっと今年の漁獲状況によると、少し6.7トンはなか
なか消化しきれないんじゃないかというような気がいたします。あと1
ヶ月半ぐらいですか。その場合ですね、何トンか残った場合の取扱いに
ついて、説明をお願いします。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（松崎） はい。ご質問ありがとうございます。

現在、国から示されているこの漁獲枠の方針につきましては、各都道
府県に配分されている当初配分の10%まで翌年に繰り越すことができ
ることが規定されております。今回、仮にですね、現在残っている
6.7トンと留保枠を含めた2トン、合計8.7トンが未執行となった場合
でも、翌年にそのまま計上されるものでございますので、無駄になるも
のではないというところで、ご認識いただければと思います。

○上原会長 はい。他、何かございませんか。

○山内委員 もう1ついいですか。

○上原会長 はい、山内委員どうぞ。

○山内委員 報告事項の3ですけれども。この方は現在、操業は停止
という状況なんでしょうか。

○上原会長 事務局どうぞ。

○事務局（柴田） はい。操業は停止せよと、そういう指示は、私どもしておりませんが、エンジン故障してるので、マリーナにてエンジンの修理中でして、話を聞いたところによると、そんなにすぐ直らないので、まだマリーナにいらっしゃるかかわからないけど、海上保安庁が 62 本の旗を積んでいるところを現認した。少し間を置いて、その情報を得て、我々が確認しに行ったんですけど、その時には既に 50 本に旗が減らされていて、オーバーしていた 12 本は処分したというふうに言っていて、我々としては、直接この目で見たのは 50 本しか載ってなかったです。

ただ、海上保安庁が確認した 62 本については使っていたよと、そこは認めていると。我々としては、今そのぐらいの情報しかないです。

○上原会長 いや、多分、操業停止するか。命令をしてるかどうとかかいう話だと思う。はい、事務局どうぞ。

○事務局（松崎） はい、すいません。お答えいたします。

おそらく山内委員がおっしゃっていただいているのは、この行政処分などによって停船処分ができるかといったことを念頭に置いたご質問というふうに認識しております。停船処分については、漁業法第 131 条に基づいて発出することができるという規定はあるんですけども、こちらは知事が漁業関係法令に違反したものに対して実施ができる権限となっております。委員会指示違反に関しては、まだこちらには該当していないため、特段そういった行政処分が実施できない状況でございます。ただ一方で、今回その申請を行っておりますこの裏付命令に違反した場合は、こちらは漁業関係法令違反となって参りますので、県からそういった処分がなされる可能性があるというものでございます。

○上原会長 はい、どうぞ。

○山内委員 はい。その裏付命令の発出される時期というのは、どのタイミングか、というのがちょっと気になります。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（米丸） はい、そうですね。タイミングとしては、できるだけ速やかにとなってはいるんですけども、報告事項 3 の関係法令がついている 11 ページをご確認いただきたいんですけども、今、海区漁業調整委員会から裏付命令申請に関しては、書類がそろい次第、速やかに行いたいと思います。その後、沖縄県の方で、裏付命令申請までにはまず、違反者に対して催告をする手続きがありますので、違反者に対して異議申し立てがないか約 2 週間の期間に申し出ていただいて、特段の事由がなければ、それをもって裏付命令を発出という流れになりますので、

約1ヶ月弱ぐらいはかかるかと思います。

○上原会長 はい、どうぞ。

○山内委員 はい、ありがとうございます。つまりソデイカ漁期の間に、裏付命令が発出される可能性があるというぐらいですね。

○事務局（米丸） はい。おっしゃるとおりです。

○山内委員 はい。これは1回の裏付命令発出された後はどうなっていますか。有効期間は何かありましたよね。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局米丸 はい。裏付命令の期間は、指示の末期までになりますので、今回3年間の委員会指示を発出してますので、令和9年漁期まで、その裏付命令の効力が有効になります。

○山内委員 はい、ありがとうございます。

○上原会長 はい。他、ございませんか。よろしいですか。

（はいという声）

○上原会長 はい。特にないようでございますので、以上で本日の議事はすべて終了しましたので、最後に付帯決議をとらせていただきます。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については事務局に一任する、ということによろしいでしょうか。

（はいという声）

○上原会長 はい。ありがとうございました。付帯決議についても承認をいたします。

では進行を事務局にお渡しします。委員の皆様には、スムーズな進行にご協力いただき、ありがとうございました。事務局、よろしくお願ひします。

○事務局中田 上原会長、議事の進行ありがとうございました。あと委員の皆様も、お忙しいところご参加いただき、ありがとうございます。

それでは事務局から次回の委員会日程についてアナウンスいたします。令和7年度最後、第12回委員会は3月13日14時から開催予定となっております。会場は今回同じく県庁6階第2特別会議室でウェブを併用した開催を予定しております。また、委員会終了後は久しぶりに懇親会を開催予定であります。あわせてご参加よろしくお願ひいたします。

最後に質問や確認等がございましたら発言をお願いいたします。

それでは以上をもって終了とさせていただきます。ウェブ参加の委員の皆様もご退席いただいて構いません。今日はどうもお疲れ様でした。次回もどうぞ、よろしくお願ひいたします。

（お疲れさまでしたという声）